

令和8年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目次	1
第1号(4月27日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	5
○報告第5号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に係る報告について	7
○報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について	12
○報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について	14
○報告第8号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	16
○報告第9号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	17
○議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について	18
○議員の派遣について	31
○散会	32
○署名	33

議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 4 月会議

1. 報告第 4 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
2. 報告第 5 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第 6 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
4. 報告第 7 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
5. 報告第 8 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
6. 報告第 9 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
7. 議案第 3 0 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和8年矢巾町議会定例会4月会議議事日程（第1号）

令和8年4月27日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 5号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 8号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 9号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 9 議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員

15番 昆 秀一 議員

17番 谷 上 知子 議員

16番 赤 丸 秀雄 議員

18番 廣 田 清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君

企画財政課長 田中館 和 昭 君

税 務 課 長 飯 塚 新太郎 君

福 祉 課 長 菅 原 保 之 君

こども家庭
課 長 村 上 純 弥 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 立 花 真 記 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校給食共同
調理場所長 水 沼 秀 之 君

総 務 課 長 吉 岡 律 司 君

未来戦略課長 花 立 孝 美 君

町民環境課長 佐々木 美 香 君

健康長寿課長 佐々木 智 雄 君

産業観光課長 村 井 秀 吉 君

農業委員会
事務局 長 細 越 一 美 君

会計管理者
兼出納室長 川 村 学 君

学校教育課長 高 橋 雅 明 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主任主事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 千 葉 欣 江 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより4月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 小笠原 佳 子 議員

11番 山 本 好 章 議員

12番 高 橋 安 子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月20日に開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専

決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、国の令和8年度税制改正の大綱に基づき、地方税法、同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容であります。個人町民税につきましては住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について適用期間を5年間延長し、令和12年12月31日までの入居を対象とするものであります。

また、固定資産税につきましては、令和9年度課税分より家屋の免税点を課税標準額20万円未満から30万円未満に、償却資産の免税点を課税標準額150万円未満から180万円未満にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、令和8年度より環境性能割を廃止するものであります。

さらに、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に関わる限度額について現行の66万円を1万円上げて67万円に改めるとともに、低所得世帯に係る保険税の軽減判定に用いる世帯内被保険者数に乗ずる所得額につきましても改正を行うものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日に施行されたことから、矢巾町税条例等の一部を改正するものであり、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 様々改正が行われたということで、この結果、本町への影響といたしますか、個別具体的にになると長くなるかもしれませんが、大枠でも構いませんので、どのよ

うな影響があるのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 飯塚税務課長。

○税務課長（飯塚新太郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

主なものということでご説明いたします。まず、固定資産税の免税点の引上げでございます。こちらは、令和9年度からになります。免税点の引上げになるのは、平成3年度以降35年ぶりの改正ということになります。令和8年度課税ベースで117万円の減収、固定資産税の減収となる見込みでございます。続きまして、軽自動車税の環境性能割の廃止、こちら令和7年度の収入実績が1,147万円でございます。こちらの分が減収となる見込みでございますが、こちらにつきましては国のほうで代替財源が決まるまでの間、責任を持って手当てするというところで税制改正大綱にも示されているところでございます。こちらにつきましては本町でも地方特例交付金ということ減額分を予算措置しているところでございます。

続きまして、国民健康保険税、こちらでございますが、基礎課税分、いわゆる医療分ですね、こちらの限度額が年額1万円増額と、66万円から67万円になったというところで、3月末時点で医療分が限度額上限に達している世帯が40世帯ございます。こちらの方々が1万円上がるという見込みでございますので、40万円の増収という形になる見込みでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第4 報告第5号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第5号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処

分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、14款国庫支出金及び15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額をし、21款の町債について、歳出事業費等の確定に伴い、減額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、歳入の確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、3款民生費の障害者自立支援事業及び私立保育園等整備費補助事業、4款衛生費の重点対策加速化事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,989万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億7,750万8,000円とするものであります。

また、繰越明許につきましては、2款総務費の食料品物価高騰対策支援事業、3款民生費の物価高対応子育て応援手当、7款商工費の中小企業物価高騰対策支援事業等を追加補正し、10款教育費の小学校維持管理事業を減額補正するものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明いたしますので、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正になります。追加です。2款総務費、1項総務管理費、食料品物価高騰対策支援事業2,911万2,000円、こちらは個人への現金給付となりますが、4月末までの申請となっております。

3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当1,493万3,000円、こちらは児童手当支給対象の保護者等に対する給付でございます。5月末までの申請となっております。

4款衛生費、2項環境衛生費、重点対策加速化事業686万5,000円、国の承認を受けて予算繰越しをしたもの、それから年度内に事業が完了しなかった補助事業の分でございます。矢

巾斎苑維持管理事業36万7,000円、コンデンサーの処理が年度内に間に合わなかったための繰越しとなります。

7款商工費、1項商工振興費、中小企業物価高騰対策支援事業4,279万6,000円は、中小企業者への補助になりますが、申請が今月から5月末までの予定となっております。

8款土木費、4項都市計画費、都市計画総務事業438万円は、立地適正化計画策定委託料になっておりまして、7年度分の計画は7月末までの納品の予定となっております。矢巾町活動交流センター維持管理事業71万5,000円は、自動火災報知設備交換工事で、部品の納期が遅れているための繰越しとなります。

10款教育費、5項保健体育費、共同調理場維持補修事業2,332万円は、受変電設備更新工事で、部品の納期が遅れているための繰越しとなります。

次に、変更でございます。10款教育費、2項小学校費、小学校維持管理事業、補正後の額が5,124万円で、こちらは徳田小学校、不動小学校の雨漏り補修の事業費の確定によるものでございます。

次ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正になります。小規模小口資金保証料補給、補正後の部分でございますが、期間が令和7年度から令和11年度までに変更となります。

次ページにお進みください。第4表、地方債補正、変更でございます。農地整備事業、補正後の限度額が1億1,000万円。道路整備事業、補正後の限度額が1億7,080万円。小学校施設整備事業、補正後の限度額が4,720万円で、いずれも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。歳入でございます。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、項の補正額98万4,000円。

2項自動車重量譲与税、項の補正額381万8,000円。

3項森林環境譲与税、項の補正額6万6,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、項の補正額511万6,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、項の補正額560万8,000円。

次ページをお開きください。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、項の補正額1,890万6,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、項の補正額118万5,000円の減。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、項の補正額89万5,000円の減。

9 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、項の補正額162万3,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、項の補正額8,336万5,000円。こちらは特別交付税の増ということで、特別交付税では除雪の経費ですとか、新しい項目として生ごみの資源化に関する経費などが盛り込まれております。

次ページをお開きください。11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、項の補正額9万8,000円。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金、項の補正額53万円の減。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、項の補正額1,181万3,000円の減。主なものといたしまして、説明欄、障害者自立支援給付費負担金の減があります。こちらは、歳出のほうでご説明いたします。

2 項国庫補助金、次ページをお開きください、項の補正額6,084万8,000円の減。主なものといたしまして、説明欄のほうになりますが、デジタル基盤改革支援補助金の減、こちらはガバメントクラウドあるいは標準化対応の補助金の減になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減、こちらは定額減税に伴う不足額給付の確定によるものでございます。少し下に参りまして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減、こちらは歳出のほうでご説明いたします。

3 項委託金、項の補正額35万6,000円。

次ページに参ります。15 款県支出金、1 項県負担金、項の補正額568万8,000円の減。

2 項県補助金、次ページにお進みください、項の補正額2,234万6,000円の減。

3 項委託金、次ページに進みます、項の補正額863万1,000円。

20 款諸収入、5 項雑入、項の補正額46万円。

21 款町債、1 項町債、項の補正額570万円の減であります。

次に、25 ページにお進みください。歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、項の補正額1億3,539万9,000円。主なものといたしまして、説明欄の財政調整基金積立事業の増でございます。これによりまして、財政調整基金は残高が13億4,083万3,000円となります。

次ページにお進みください。3 項戸籍住民基本台帳費、財源更正でございます。

4 項選挙費、項の補正額219万5,000円の減。

次ページに進みまして、5 項統計調査費、財源更正でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、説明欄の少し下のところでございますが、先ほどの歳入と

も関連いたしますが、障害者自立支援事業の減でございます。主な要因といたしまして、年度末におきまして過誤調整がまとまって発生したことによって支払いが減少したことが要因でございます。

次ページにお進みください。項の補正額3,629万1,000円の減。

次ページに参りまして、2項児童福祉費、説明欄の一番下の部分でございます。私立保育園等整備費補助事業の減でございますが、認可保育所建設の補助対象経費が減額になったための減が主な要因でございます。

次ページをお開きください。項の補正額5,143万4,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、次ページに移りまして、項の補正額173万9,000円の減。

2項環境衛生費、項の補正額2,410万5,000円の減。こちらは、歳入でも減がございましたが、重点対策加速化事業の減ということで、令和7年度において補助の申請が少なかったことが主な要因でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、項の補正額9万円の減。

次ページをお開きください。2項林業費、項の補正額34万9,000円。

7款商工費、1項商工費、財源更正でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、財源更正でございます。

4項都市計画費、こちらも財源更正でございます。

次ページに進んでいただきまして、5項住宅費、財源更正でございます。

10款教育費、2項小学校費、財源更正でございます。

3項中学校費、財源更正でございます。

4項社会教育費、こちらも財源更正でございます。

次ページにお進みください。5項保健体育費、財源更正でございます。

以上で令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ござい

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第5 報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)の専決処分に係る報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第5、報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって県支出金の交付額が確定したことから、歳入歳出予算をそれぞれ補正するものであります。

主な歳入につきましては、4款県支出金の普通交付金、保険者努力支援及び特定健康診査等負担金を減額補正し、特別調整交付金及び県繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の一般被保険者療養給付事業及び一般被保険者高額療養費給付事業を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金及び4款保健事業費を財源更正し、5款基金積立金の財政調整基金積立事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,729万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,462万2,000円とするものであります。

これらのことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長(廣田清実議員) 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長(佐々木智雄君) 報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第4号）の詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって県支出金が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順にご説明いたします。2、歳入。4款県支出金、1項県補助金、項の補正額1億8,729万4,000円の減となります。説明欄記載のとおりであります。普通交付金につきましては歳出の保険給付費が見込みよりも少なかったことに伴い、減額するものとなります。特別交付金につきましては、県からの交付金が確定したことに伴い、増額するものとなります。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額1億7,828万2,000円の減。

2項高額療養費、項の補正額2,147万3,000円の減。

16ページをお開きいただきまして、3項移送費、項の補正額3万円の減。各種給付費につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり予算の見込みよりも給付が少なかったことに伴い、それぞれ減額を行うものとなります。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

5款基金積立金、1項基金積立金、項の補正額1,249万1,000円の増となります。今回の補正によります基金積立て後の当該基金残高は2億6,552万円となる見込みでございます。

以上をもちまして、報告第6号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第6 報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、4款国庫支出金の調整交付金及び5款支払基金交付金の介護給付費交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業及び施設介護サービス費給付事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,824万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,047万9,000円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。11ページをお開き願います。款、項、

項の補正額の順にご説明申し上げます。2、歳入。2款分担金及び負担金、1項負担金、項の補正額4万9,000円の減となります。紫波町と共同で設置しております紫波郡地域包括ケア推進協議会に係る負担金を減額調整するものとなります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額2,769万9,000円の減となります。1目調整交付金につきましては、交付率の確定に伴い、交付金を減額調整するものとなります。2目介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、国からの地域支援事業交付金の確定に伴い、減額調整するものとなります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、項の補正額2,300万円の減となります。第2号被保険者の保険料相当分の減額となります。1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金、共に支払基金からの交付額の確定に伴い、減額調整するものとなります。

12ページをお開き願います。6款県支出金、1項県負担金、項の補正額1,290万7,000円の減となります。県からの介護給付費負担金が確定したことに伴い、減額調整するものとなります。

2項県補助金、項の補正額113万1,000円の減となります。県からの地域支援事業交付金が確定したことに伴い、減額調整するものとなります。歳出の説明欄記載のとおりではありませんが、1目介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金につきましては介護予防・生活支援サービス事業費について、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては認知症総合支援事業費及び在宅医療・介護連携推進事業費について、国からの地域支援事業交付金の確定も併せまして減額調整するものとなります。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、項の補正額6,317万9,000円の減となります。居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が予算見込みよりも少なかったことに伴い減額するものでございますが、歳入でご説明いたしました国庫支出金、支払基金交付金、県支出金との調整によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、項の補正額441万5,000円の減となります。こちらにつきましては、第1号訪問事業負担金等の実績額確定により減額するものでございます。

16ページをお開き願います。3項包括的支援事業・任意事業費、項の補正額64万6,000円の減となります。こちらにつきましては、認知症施策総合推進事業委託料の精算及び在宅医療

・介護連携推進事業の実績確定に伴い、減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第7号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） すみません。議長さんからお許しいただきまして、先ほど私、提案理由書を読み上げて、ちょっとそこで説明すればよかったですけど、報告第7号の令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の1枚目の一番最後に27億4,047万、次、9,000円とするところ、「万」が入っているので、「万」を削除していただきたいと。9,000円です。こここのところ、ひとつご訂正を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。大変ご迷惑かけました。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第7 報告第8号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、報告第8号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和7年度において繰越しをいたしました事業は、1款資本的支出の1項建設改良費、水道施設工事費について、東部配水場における電気工事で、機器の入荷にこの期間を要したこと、また配水管布設替工事費について、大字広宮沢地内及び大字煙山地内における配水管の布設替工事で、記録的な積雪により工事の進捗に大幅な遅れが生じたことにより、年度内での完成が困難となったことから、それぞれ繰越しをしたものであります。

繰越額については、水道施設工事費が138万8,000円、配水管布設替工事費が1億4,561万7,000円、繰越額の合計は1億4,700万5,000円であり、その財源の内訳は全額、損益勘定留保資金等となっております。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

日程第8 報告第9号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 議長（廣田清実議員） 日程第8、報告第9号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 報告第9号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和7年度において繰越しをいたしました事業は、1款公共下水道資本的支出の1項建設改良費、管渠等工事費で、大字藤沢地内において行われる管渠の布設替工事、大字広宮沢地内及び大字南浜地内において行われる管渠の更生工事となっております。国の補正予算によって、国庫補助金が追加交付される見通しとなり、適正な施工期間を確保する必要があるために繰越しをしたものであります。

繰越額については1億9,188万円であり、その財源の内訳は企業債1億3,480万円、国庫補助金4,200万円、損益勘定留保資金等1,508万円となっております。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今回繰越しということで、工期のほうを見させてもらったのですが、令和8年度の10月、秋頃というところもありまして、この予算書については理解したのですが、昨今の社会情勢、世界情勢を見ますと、この工期内に材料等の問題、課題などありまして、しっかりと施工されることができるとかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの繰越しについてでございますが、そもそも昨年度、令和7年度の10月頃、秋以降に国庫補助金のほうが決まりまして、それから工事の設計というふうな形になってございます。ということ踏まえまして、その分は十分工期としては見ているかというふうにはこちらとしては認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

（「資材」の声あり）

○上下水道課長（立花真記君） 資材の確保につきましても、十分期間は見ているというふうには認識してございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

日程第9 議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、14款国庫支出金の地域未来交付金、15款県支出金の地域経営推進費補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の一般管理事業及び財産管理事業、8款土木費の道路維持管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,288万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、事項別明細書により説明いたしますので、9ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額242万9,000円。地域未来交付金でございますが、こちらは8款道路維持管理事業に充当するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、項の補正額375万7,000円。地域経営推進費補助金でございますが、こちらは盛岡広域振興局の補助金になりますけれども、10款の文化財保護事業、史跡公園総務事業、矢巾町史編さん事業に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、項の補正額819万7,000円。これによりまして、財政調整基金の残高でございますが、令和7年度の12号補正の残高から令和8年度当初予算の繰入れを引いて、さらに今回の繰入れによりまして残高が9億2,301万2,000円となります。

13ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、項の補正額922万3,000円。主なものといたしまして、説明欄の一般管理事業の増でございますが、こ

ちらは県立高等学校屋内運動場に関して、県との調停あるいは訴訟に対応するための弁護士費用でございます。次の欄の財産管理事業の増でございますが、広宮沢ストックヤードの境界測量のための費用でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、項の補正額30万1,000円。

次ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、項の補正額485万9,000円。先ほどの歳入でもございましたけれども、道路管理システム業務委託料ということで、道路状態についての通報と、それから補修対応を一元的に管理するためのシステムとなります。

10款教育費、4項社会教育費、財源更正になりますが、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、県補助金を充当しまして、4目と5目につきましては案内板の設置、7目につきましては町史の現代編の写真集を作成する部分に県の補助金を充当するものでございます。

以上で令和8年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)の詳細についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 財産管理事業の増のところで、広宮沢ストックヤードの境界についての説明がありましたけれども、あそこには今の町道と昔の町道が2本走っておりまして、そういうこともあるのかなと思いましたが、昔なので、そういうことがあったということで、ストックヤードの一部は町道になっていて、隣の住宅の庭も町道であったということですが、その関係も含めて、今どういうふうな状況になっているかについて説明をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

当該の土地につきましては、取得時からストックヤードとして活用することを想定していたものでございます。取得時は、概略的な利用を前提としていたもので、1筆で買っており

ますので、登記もその1筆でなされておりましたし、町道への接続も可能であったことから、当面支障ないものという判断で現状に至っておりますが、その後具体的な運用方針であるとか課題整理をする中で、大型車両の進入が必要だということで、その動線確保の精査が必要でございました。その前提として、そうなりますと1筆の部分から筆界の明確化をする必要があります。それぞれ隣接している所有者との土地の境を、筆界境を測量する必要があります。今回はそのために行うということになっております。

こうした課題の整理に伴って、今議員おっしゃったようなこととかも、そこで測量されることとなりますので、今後の運用をトラブル未然防止の観点から測量をお願いするものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 13ページの総務費、一般管理費のところでお伺いしますが、この約625万ですか、この金額について内訳の説明を求めたいと思っております。まず、625万の経費はいつからいつまでの期間であり、どのような内容を想定した額でしょうか。計上するからには、相手方と打合せしたことを踏まえた内容であると思うので、お知らせ願いたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） まず、ご説明をさせていただきたいと思っております。

この内訳につきましては、弁護士費用の委任契約に基づく費用ということになります。調停申立てがなされた場合、調停前の任意交渉を含めて、まず396万、調停が不調となり訴訟に移行した場合には198万円をそれぞれ想定しております。これは税込みの金額になります。これらの金額につきましては、従前の日本弁護士連合会報酬等基準に依拠して整理されているものと認識しております。案件の内容や規模を踏まえた適正な水準であると認識しております。

また、これとは別に旅費と日当に相当する部分、5回分30万8,500円を見込み、624万9,000円をお願いするものでございます。今後この予算がご可決いただければ、今後1年間の中の部分でこれらかかる費用ということで整理しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今口頭でご説明いただきましたが、ちょっとのみ込みが悪いのですが、まずそうすれば今回の県との調停の部分から、もしそれに関わって合意できなかった部分等々の1年間は、何とかこの625万程度で収まるという考えなのか、まずそこをお伺いし、3月末に50万の額は私は少ないと思ったのですけれども、採決した部分についてはどのような使われ方をして、年度内に使い切ったのか、その辺も併せてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） まず、収まるかどうかということですが、こちらにつきましては、まず調停で成立するかどうかということも関係してくると思いますけれども、これが訴訟に発展した場合というところに限っては、どの段階で、1回で成立するのか、1回で不調になって訴訟になるかということの想定、様々ございますので、現段階で、ここでいつまでという形でお答えすることというのはなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、年度内に最悪これぐらいかかるということでお話をしております。

また、3月に50万の補正予算をいただいております。それにつきましては、岩手県のほうから解除の話をいただいております。それらに対する回答書の作成という内容でございますが、50万補正をいただいておりますけれども、実際のところは11万ほどで済んでいるというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この件について、私、特に2月以降なのですが、再三場があるごとにお話ししてございまして、それについて、要は複数の町民のほうから、この部分についての町民説明を行わないのかというようなことを何度も聞かれてございまして、聞かれているというよりは強い要請を受けているのが実態でありまして、町民への説明をしないまま、町議会では共創による体育館破談の関連経費を町からの提案、今回の補正予算も含まれますが、このまま採決していくつもりかという強い指摘を受けている状況にあります。

そこで、何度も確認させていただきますが、町民説明を近々に行うと明言とか約束していただかないと私は採択に賛成いたしかねますという形で、今回当局はその点をどう考えているのかお伺いさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

町民の皆様には説明責任を果たすということは、町といたしましても重要なことだというふうに認識しております。町といたしましては、議会の説明であるとか、コミュニティ会長会議での説明、その内容につきましてはホームページで掲載していて、現時点で可能な情報提供に努めているところであります。その点につきましては、ご理解いただきたいと思っております。

一方で、本件は今後調停等の法的手続において、事実関係や主張の整理が行われる可能性がある段階に既に入っております。そのため、現時点で住民説明会を開催することは、今後の手続や関係する事項に影響を及ぼすことがあるというふうに、なおかつ慎重に対応する必要があるということで、こちらにつきましては弁護士に相談しているところでございますが、弁護士からもそのとおり助言をいただいているところでございます。ですので、現時点で非常に町民への説明は重要であるというふうに認識しているものの、現段階において、もう既にその手続を終え、法的な準備段階に入っているということを踏まえますと、そこにつきましては現段階でいつやるということを明言することはできないものであります。

そのことをぜひご理解いただきたいというふうに考えておりますし、なおこの予算が否決されなかった場合には、要は現在弁護士との契約自体、議会の議決をいただければ弁護士費用がないという形になりますので、弁護士がない状態で私どもは調停に臨まなければいけないということになります。そういったことは絶対避けたいというふうに考えておりますので、その点もぜひご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ですから、何度も言っていましたが、2月の段階で新聞に3日間で4記事、掲載になりました。それ以降もバスの移動手段の経費とか、それから今月は町民の声が岩手日報の「声」の欄に掲載になっています。町民は、そういうところをやっぱり聞きたいのです。この前のコミュニティ会長会議の資料でも簡単な資料をお出ししたようですし、そういうことがあっても、町民は一方的なホームページの掲載とかそういう部分よりも、やっぱり生の声で、この新聞記事が当局からそこがあるという話もあったところを、我々に説明いただいたようなことを町民にも説明すれば、私は町民も納得すると思うのです。それをしないままにやると、口の悪い人は私に当局と議会が、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、この予算採決について、本当に言いたくない言葉ですけども、癒着ではないかみたいな話を私に言ってくる町民も何人かいます。やっぱり1回は、今後の話ではなく、この新聞に載ったところの経過説明だけでも必要だと思いますが、再度確認して終わり

ます。

○議長（廣田清実議員） 簡単に。

吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） まさに県と町の認識の違いというようところが今後整理されていく調停になるのではないかというふうに想定しているところでございます、そこが重要な論点になる可能性があります。弁護士の助言も踏まえて、現時点で町が単独で住民の説明会を実施し、個別に一方的な私どもの主張をするということは、今後の法的な対応の観点からも慎重にあるべきというふうに弁護士からも言われておりますので、ぜひその点をご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町の町益を考えたときを今話ししていますので、そこはご理解いただきたい。1億5,000万を請求されていますけれども、それをどのくらい減らせるかという部分も踏まえれば、私らだけでなく司法の場に入っておりますので、そこも理解していただきたいと思います。

その他質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 報償費624万9,000円、前回50万円と合わせて674万9,000円となりますけれども、全員協議会では600万から650万円が上限という説明であったと認識しておりますけれども、この財源、どこから捻出し、どこかの事業に影響が出ないのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃった金額につきましては、全員協議会の場で私のほうから、おおよそこの金額で調整しているということをご説明させていただきました。今回この部分につきましては、予算の財源といたしましては財政調整基金からの繰入れということで、一般財源で充当するものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 財政調整基金が減ることについて、影響が今後出てくるのではないかというふうに思うのですけれども、それからこの後、これ以上にかかってくる予算というのも出てくると思うのですけれども、そこら辺の見通しについてをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど総務課長が答弁いたしましたけれども、今後の訴訟等の期間によっては新たな経費がかかる可能性もございます。そこは、今後弁護士と協議していかなければならないと思っております。

いずれ我々、今1億5,000万、損害賠償請求されておりますけれども、それに対して我々は主張をしなければなりませんので、そこにかかる経費につきましては、やはり弁護士費用として必要な部分は経費として見ていかなければならないと思っております。財政調整基金から繰入れということで、多少なりともそこは基金が減るわけですが、いずれここは必要な経費ですので、そこはご理解いただければと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この費用ですけれども、本来想定されていなかった費用であります。

さらに調停、それから訴訟になった場合に、追加負担というのは大きくなってくる可能性もあります。それで、この事態に至った行政の責任というのをどう認識しているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをいたします。

ここに至った責任というものは、県、矢巾町、それぞれの行政活動として行ってきた上での見解の相違ということにより生じているものだというふうに認識しております。この責任というものにつきましては、今後法的な対応に委ねられていくわけですけれども、この予算につきましては適切な法的対応をするための予算と現段階で考えておりますから、その点につきましては現時点でということでのお話になりますが、それぞれの行政活動を行ってきた上での見解の相違ということで、それらが今後明らかになっていくということだというふうに認識しておりますので、責任の所在についてということにつきましては今後法廷で様々議論する段階でございますので、この点で言及することはできないのかなというふうに思っておりますが、いずれにしてもこの予算につきましては適切な法的対応を行うためのものがございますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今後調停になった場合、移行した場合、地方自治法の第96条に基づく議決案件となる認識で間違いないのか、最後にお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

調停の場合ということでご説明いたしますが、まず調停は我々のほうから調停を申し立てるものではございませんけれども、万が一県のほうから調停を申し立てられた場合ですけれども、調停の場でお互いの、例えば主張が成立……調停案が成立したとなった場合ですけれども、調停案を成立させるために、そのときには我々、矢巾町といたしましては調停案に同意するかどうかということの議決は必要となるものでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って。96条の話ですか。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 反対討論ですか、賛成討論ですか。

（「反対」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 反対討論。

では、小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。反対討論をいたします。

このたびの南昌みらい高校新体育館の共創プロジェクト、県と町が協力して、町民も生徒も使える体育館を目指した。町としては、この共創の理念については一致していたと、手続上の問題でこうなってしまったというような説明もありました。

しかし、私は今までずっと議論を、一般質問をしてきましたけれども、うちの町が問題だと思ったのは、設計段階で2回設計変更が行われたわけでありましたが、その設計図について

報告は受けたけれども、町長決裁はしていないと、そういうふうな主張があつて、その後その段階で2面のコートから1面、そして観客席からギャラリーになったわけではありますが、これに対してずっと問題だという主張をされてきました。3月の議会においても、共創プロジェクトの第1条件が2面のコートと観客席であるという主張は変わりませんでした。しかし、あそこの面積から考えて、日照権の問題から考えて、2面のコートは不可能であると私は質問いたしました。そうしたら、町長は西側に県の校庭があるではないかとおっしゃいました。しかし、それを言うのであれば、今ではなく設計の段階で言うべきことでありまして、今それをお話しになるということは大変時期が遅過ぎたということになります。そこでこのような事態に至ってきたと私は思います。つまり1面のコートとギャラリーでは、町が求めている第1条件に合致しない、これではただの高校の体育館にすぎない、そんなものに町の財政を使うわけにはいかない、結局費用負担は合理性がないという答弁を県にしております。解除の理由にもそれが書かれております。

いろいろ問題がありますけれども、これらのことが町議会に報告されてこなかった、これも大きな問題であります。私は、県と町がどのような協議をしてきたのか、その詳細を時系列で示してほしいという資料請求をしました。しかしながら、出てきたのは月日、何月何日に誰と誰が会って協議したかと、それだけでございました。協議内容は一切示されませんでした。それでは町がどのように県にお話しし、県がどのように町にお話ししたかが私たち議会には分からないのでございます。したがいまして、私は県の文教委員会のホームページと事務局が出してくれたものがございましたけれども、結局県の情報からしか知ることはできませんでした。したがいまして、うちの町は情報開示をしてこなかった、これが大変大きな問題であります。

そして、住民説明会、町民説明会も設計変更の段階等で、近隣の住民への説明はございましたけれども、言ってみれば町民全体への説明というのは一回も行われておりません。こういう非常に説明の責任の欠如がある中で、こういう事態が起きたということは私は大変大きな行政上の問題だと考えます。

そして、多額な経費の負担を今求められているわけで、さらにこの裁判費用が630万とか650万と非常に高額なものになっておりますが、さらにこれがまた町民の負担になるわけがあります。そして、調停がうまくいかなければ裁判ということになりますが、私たちは町民であると同時に県民であるわけでありまして、両方の大きな負担になるわけです。県の負担でもあり、町の負担でもあります。そして、財政だけではありません。これに要する時間的な

負担、そして精神的な負担、これが職員にかかってくるのであります。これも大きいものがございます。

そして、現在は、今も災害の最中でございます。そういう中で、県と町が協力して事業をしなければならない、そういう重大な時期に県と裁判をするなんていうことはあってはならないことだと思います。私は、少なくとも調停でまとめるべきだと思います。決着をつけるべきだと思います。

そして、この裁判費用も調停と裁判に少なくとも分離するべきでありまして、分離をしないで一括して裁判費用まで含めたこの予算には反対でございます。

以上で反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 賛成討論ありますか。

横澤駿一議員。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3番、横澤駿一です。議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算について賛成の立場で討論いたします。

今補正予算は、先ほど来議論がありました一般管理費の調停に係る弁護士費用だけではなく、町民にとって最善の利益になるような補正がたくさんついております。例えば先ほどあったように、県からの地域未来に係る道路の標識などの整備に係る予算、コミュニティ推進費の予算、予防接種事業の増に係る予算など、公的な役割を果たすために必要な予算がたくさんついております。

そんな中で、一般管理事業の部分については、小川議員の反対討論の中には調停で収めるべきという話がありましたが、やはりその調停に係るための弁護士費用というのは必要不可欠であると考えます。であるので、この予算を否決することは調停での話もまとまらないまま、町民にとってはより不利益になるようなことが予想されます。そのような観点から、私はこの補正予算については賛成いたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に反対討論ありますか。

赤丸秀雄議員。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、赤丸秀雄です。私は、今回の補正予算案に反対の立場で討論します。

反対の第1の理由は、町民の多くが望む南昌みらい高校東側に県と町で共創による体育館建設構想が破談となり、そのことで県教委から違約金請求がされ、それに伴う対応の経費を町民説明もされないままに議会承認を得ようとする町当局のその姿勢に対し、賛成できないため反対であります。

詳細な説明は時間の関係で述べませんが、2月から話ししております2月17、18、20日に岩手日報に掲載された4記事の内容、3月に新聞掲載になった矢巾町は県教育委員会からの違約金1億5,700万請求返済に応じないとする旨の記事、それから4月11日には旧南高校体育館までのバス移動交通費3年間分の約1億円も矢巾町に請求する記事、それから4月15日に町民が岩手日報の「声」の欄に投稿した記事などなど、これについては町民の一部の発言ではありますが、そのように思っている町民が多くおることを私は認識しております。新聞購読した町民の皆様多くは、町からの説明がないままの状況であるため、新聞内容が正しいと判断しているようです。私は、3月から4月にかけて、町内外の方々と総会や会合で顔を合わす機会が多いですが、町民はもちろん、町民以外の町外の方も同じように私に質問してきます。その方々は、新聞記事が正しいと認識していて、私にアドバイスする方もおります。

町長主管の議員全員協議会での説明、議長主管での全員協議会での討議で、私は再三住民説明会を開催すべきであると主張してきましたが、説明のタイミング、共創事業であるため単独開催は無理とか、調停が始まり、今は当然説明する時期ではないとか言いますが、私のニュアンスでは、町民はそうは受け取っておりません。私以外の議員に問合せすると、何も確定していない、調停対応で代理人、弁護士に依頼中で、内容は話しできないと申されるとよく聞きます。私たち議員は町民の代弁者であり、町の財政のチェック機能を担う立場にあります。

先ほど賛成討論で、補正予算はこのことばかりではないとおっしゃいましたが、この大事なものがそのままスルーされる、採択されるような状況であれば、やっぱりいま一度当局ときちっと話し合った上で実施されるべきものと考えます。そのことから、町民が望む破談となった今までの経緯は説明する義務があります。当局と議員の皆様にも再度訴えますが、多数の町民の声より調停や裁判になる状況、これを優先する対応を行ってよいとお考えでしょうか。私は、最後に述べて反対討論としますが、議員の皆様のご判断にご期待申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 賛成討論はございませんか。

藤原信悦議員。

(6 番 藤原信悦議員 登壇)

○ 6 番 (藤原信悦議員) 6 番、藤原でございます。賛成の立場で申し上げます。

いろいろと、ここに至るまで説明不足であるとかいろいろな意見が出ております。ただ、もう既に場は調停の場に移されております。司法の段階に入っているのです。ここでその判断を我々ができる話ではない状況になっております。町民への説明についても、担当の弁護士さんから言わせれば、やはりこれは弁護士さんなりにいろいろとストーリーを練った上での対応をしているはずですから、うかつにしゃべられると困るとというのが本音だと思います。かつて私も裁判も調停も前の会社でやってきましたけれども、完全に今の段階ではそういう細かい話について触れることは、その後の進行にも影響しますし、誤った発信を町民の方にする可能性もあります。この件につきましては、調停で済まされるのが最高だとは思いますが、裁判も含めて進行させていかざるを得ないということで、賛成の立場で意見を申し上げます。ありがとうございます。

○ 議長 (廣田清実議員) 反対討論ありますか。

昆秀一議員。

(15 番 昆 秀一議員 登壇)

○ 15 番 (昆 秀一議員) 議席番号 15 番、昆秀一です。私は、議案第 30 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 1 号) について反対の立場から討論いたします。

本補正予算に計上されている一般管理事業の報償費 624 万 9,000 円、これは南昌みらい高等学校の体育館に関する弁護士費用であります。その内容は極めて重大であり、なお不明な点が多く残されております。

まず 1 点目は、費用の妥当性と見通しの甘さであります。前回の補正予算で 50 万円が計上され、今回合わせて 674 万 9,000 円となりました。全員協議会では、弁護士費用は 600 万から 650 万円が上限との説明があったと認識しておりますが、既にその上限に迫る、あるいは超過する規模となっております。にもかかわらず、今後これ以上増えないという確証は示されておられません。裁判の推移によっては、さらなる費用負担が発生する可能性も否定できず、極めて不確実性の高い支出であります。

2 点目は、財源の問題であります。この 674 万 9,000 円という額は、本来予定されていなかった支出であり、結果として他の行政サービスや事業に影響を及ぼす可能性があるものです。どこから捻出するのか、何を削るのかという具体的説明は十分とは言えません。町民の生活

に直結する事業が圧迫される懸念を抱かざるを得ません。

3点目は、責任の所在の不明確さであります。今回の事案は、結果として多額の公費支出を伴う事態に至っております。仮に訴訟で不利な結果となれば、さらに大きな財政負担が生じる可能性もあります。このような事態に至った経緯と判断について、町の責任はもちろんのこと、議会としても全く無関係とは言えません。しかしながら、その責任の所在が明確にされておらず、検証も不十分なまま費用だけが積み上がっている状況であります。

4点目は、説明責任の欠如であります。これまで町民は、新聞報道など限られた情報でしか本件を知ることができませんでした。私は、以前から、町として町民に対し、丁寧な説明を行うべきと求めてきましたが、十分な対応はなされてきませんでした。今回のような町民の血税を用いる以上、経緯、判断、見通しについて、町民全体に対する説明責任は極めて重いものです。しかし、現時点においても説明会の開催など具体的な対応は示されておられません。

以上申し上げたとおり、本補正予算は費用の見通しが不透明であり、財政運営上の影響が不明確であり、責任の所在が曖昧であり、町民への説明責任が果たされていない、このような状況において安易に予算を認めることはできません。

よって、議案第30号補正予算については、町民の理解と納得を得られる状況に至っていないと判断し、反対するものであります。

○議長（廣田清実議員） 賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第30号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、お配りした派遣の内容に変更を要する必要がある場合は、その変更について議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の変更については、議長に一任することと決定いたしました。そのように決定いたします。

○議長(廣田清実議員) 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和8年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員